



## 医療相談室です（介護保険その6）

Q：居宅サービスってどのようなものがあるの？

A：以下のようなサービスがあります。

- ・ **福祉用具貸与**：車椅子やベッドなど介護保険の対象となる福祉用具をレンタルします。
- ・ **福祉用具購入費**：ポータブルトイレや入浴時のイスなど介護保険の対象となる福祉用具を購入する際、**9割分の払い戻しを受けます**。購入業者によっては受領委任払い（\*1）が可能です。
- ・ **住宅改修費**：手すりの設置や段差解消など介護保険の対象となる住宅改修を行う際、**9割分の払い戻しを受けます**。住宅改修事業者によっては受領委任払い（\*1）が可能です。事前相談が必要ですのでご注意ください。

\* 1 受領委任払い・・・自己負担分の1割を事業者に支払い、払い戻しを受ける9割分を市町村から直接事業者を支払うようにする方法です。介護保険料の未納がある場合は利用できないのでご注意ください。



1割支払い  
利用者さん



9割支払い  
業者さん



市町村

詳しくは当院2階にあります 地域医療連携室にてご相談させていただきますのでお気軽にお声がけ下さい。